

大規模災害時における相互応援に関する協定書

福島県伊達市及び島根県出雲市（以下「協定市」という。）は、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの市域において、気象災害、地震災害、原子力災害その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、大規模災害を受けた協定市（以下「被災市」という。）の応急対策並びに復旧及び復興対策が円滑に遂行されるよう相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類及び内容）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の一時的な受入れ
- (2) 食糧、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

2 第1項第1号の被災者の一時的な受け入れについては、別途協議するものとする。

（応援の要請）

第3条 応援の要請をしようとする被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて協定市に応援を要請するものとする。この場合において、被災市は、前段において要請した内容を記載した文書を、後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び当該場所への経路
- (3) 必要とする物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市は、誠意を持ってこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 大規模災害による通信の途絶等により被災市との連絡が出来ない場合は、当該被災市ではない協定市は、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことが出来るものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援する市の負担とする。

(情報交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協議を行い地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協定市が協議して定める。

(適用)

第8条 この協定は、平成24年11月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が署名押印のうえ、各々その1通を保有する。

平24年11月13日

島根県出雲市長

福島県伊達市長